

令和2年10月23日付け「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」新旧対照表

改正後	改正前
<p>令和2年10月23日 一部改正 令和3年7月8日 一部改正 令和4年1月5日</p> <p>関係団体の長 殿</p> <p>鳥取労働局労働基準部 健康安全課長</p> <p>剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1 剥離剤による火災及び中毒事案の発生について (1) 発生事例 (火災) 橋梁工事において、ベンジアルコール含有の鋼構造物用剥離剤により塗膜の除去作業を行っていたところ、火災が発生し、死傷者複数名を出したものの。既存の塗膜に鉛や塩素化ビフェニル (PCB) 等の有害物質が含まれるため養生をしてお</p>	<p>令和2年10月23日 一部改正 令和3年7月8日</p> <p>関係団体の長 殿</p> <p>鳥取労働局労働基準部 健康安全課長</p> <p>剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1 剥離剤による火災及び中毒事案の発生について (1) 発生事例 (火災) 橋梁工事において、ベンジアルコール含有の剥離剤により塗膜の除去作業を行っていたところ、火災が発生し、死傷者複数名を出したものの。既存の塗膜に鉛や塩素化ビフェニル (PCB) 等の有害物質が含まれるため養生をしてお</p>

り、かつ換気設備は稼働していなかったため、気化した剥離剤が滞留しやすくなり、また、塗膜くずも堆積した状況になっていた。

(2) 発生事例（中毒）

ア 屋内での床のタイルカーペットの張替工事の際、ジクロロメタン含有の建築物用剥離剤によりカーペット撤去後に残った古い接着剤の除去作業を行っていたところ、中毒となり、意識を失った。災害当時、換気扇を付けておらず、また、防毒マスクを着用していたが破過していた可能性が高い。

イ 橋梁工事において、ベンジアルコール含有の鋼構造物用剥離剤により桁の塗膜の剥離作業を行っていたところ、複数名が意識不明や足下がおぼつかなくなった。災害当時、全体換気はなされず、また、防護服及び電動ファン付き呼吸器を着用していた。

ウ 鉄筋コンクリート造の校舎解体工事において、石綿含有の外壁材に剥離剤（成分不明）を吹き付けて除去作業中、5名が体調不良となり、腕や背中にも化学やけどを負った。呼吸器を着用していた。

エ 橋梁工事において、ベンジアルコール含有の鋼構造物用剥離剤により桁の塗膜の除去作業を行っていたところ、複数名が吐き気や視覚障害などを発症した。被災当時、防護服や防護眼鏡は着用していたが、呼吸器の着用状況は不明。

オ 作業足場において剥離剤（成分不明）を用いて塗膜除去作業中、剥離剤の揮発蒸気を吸引して一時的に意識障害に陥り、足場から転落した。また、転落時に剥離剤の容器を倒し、中に入っていた剥離剤を浴びて化学やけどを負った。

カ 橋梁工事において、剥離剤の乾燥を防止するためビニルシートで養生を行い、ベンジアルコール含有の鋼構造物

気設備は稼働していなかったため、気化した剥離剤が滞留しやすくなり、また、塗膜くずも堆積した状況になっていた。

(2) 発生事例（中毒）

ア 屋内での床のタイルカーペットの張替工事の際、ジクロロメタン含有の剥離剤によりカーペット撤去後に残った古い接着剤の除去作業を行っていたところ、中毒となり、意識を失った。災害当時、換気扇を付けておらず、また、防毒マスクを着用していたが破過していた可能性が高い。

イ 橋梁工事において、ベンジアルコール含有の剥離剤により桁の塗料の剥離作業を行っていたところ、複数名が意識不明や足下がおぼつかなくなった。災害当時、全体換気はなされず、また、防護服及び電動ファン付き呼吸器を着用していた。

ウ 鉄筋コンクリート造の校舎解体工事において、石綿含有の外壁材に剥離剤（成分不明）を吹き付けて除去作業中、5名が体調不良となり、腕や背中にも化学やけどを負った。呼吸器を着用していた。

エ 橋梁工事において、ベンジアルコール含有の剥離剤により桁の塗膜の除去作業を行っていたところ、複数名が吐き気や視覚障害などを発症した。被災当時、防護服や防護眼鏡は着用していたが、呼吸器の着用状況は不明。

オ 作業足場において剥離剤（成分不明）を用いて塗膜除去作業中、剥離剤の揮発蒸気を吸引して一時的に意識障害に陥り、足場から転落した。また、転落時に剥離剤の容器を倒し、中に入っていた剥離剤を浴びて化学やけどを負った。

カ 橋梁工事において、剥離剤の乾燥を防止するためビニルシートで養生を行い、ベンジアルコール含有の剥離剤に

用剥離剤により桁の塗膜の剥離作業を行っていたところ、意識を失った。災害当時、換気は行っており、また、防護服及び防毒マスクを着用していたが、防毒マスクの吸収缶の破過時間の管理を行っていないかった。

キ 橋梁塗装工事において、防災シートと厚手のビニルシートで養生された環境下でベンジアルコール含有の鋼構造物用塗膜剥離剤の吹き付け作業を行っていたところ、意識を失った。被災当時、防護服及び防毒マスクを着用していた。

ク 橋梁塗替塗装工事において、閉鎖された空間内でベンジアルコール含有の鋼構造物用塗膜剥離剤の吹き付け作業を行っていた作業員が死亡し、救出に当たった複数の者も中毒症状を呈した。いずれの者も防護服及び防毒マスクを着用していた。

(3) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) ばく露防止のための措置(略)

○ 塗料の剥離やかき落とし作業については、(中略)

・ 平成26年5月30日付け基安化発0530第1号「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」において、「剥離等作業は必ず湿潤化して行うこと。湿潤化が著しく困難な場合は、当該作業環境内で湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じた上で作業を実施すること。」とされているところであるが、剥離剤を吹き付けること等により、労働者が高濃度で剥離剤にばく露するおそれがある場合も、鉛中毒予防規則第40条第1号の「著しく困難な場

より桁の塗料の剥離作業を行っていたところ、意識を失った。災害当時、換気は行っており、また、防護服及び防毒マスクを着用していたが、防毒マスクの吸収缶の破過時間の管理を行っていないかった。

キ 橋梁塗装工事において、防災シートと厚手のビニルシートで養生された環境下でベンジアルコール含有の塗膜剥離剤の吹き付け作業を行っていたところ、意識を失った。被災当時、防護服及び防毒マスクを着用していた。

ク 橋梁塗替塗装工事において、閉鎖された空間内でベンジアルコール含有の塗膜剥離剤の吹き付け作業を行っていた作業員が死亡し、救出に当たった複数の者も中毒症状を呈した。いずれの者も防護服及び防毒マスクを着用していた。

(3) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) ばく露防止のための措置(略)

○ 塗料の剥離やかき落とし作業については、(中略)

・ 平成26年5月30日付け基安化発0530第1号「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」において、「剥離等作業は必ず湿潤化して行うこと。湿潤化が著しく困難な場合は、当該作業環境内で湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じた上で作業を実施すること。」とされているところであるが、剥離剤を吹き付けること等により、労働者が高濃度で剥離剤にばく露するおそれがある場合も、鉛中毒予防規則第40条第1号の「著しく困難な場

合」に該当することとし、この場合においてサンドブラスト
工法等の厚生労働省ホームページで掲げる工法を用いる場
合は、同ホームページに掲げるばく露防止対策を講じるよ
う留意すること。

合」に該当することとし、サンドブラスト工法又は照射部分
にカバーが付いたパルスレーザー照射機器と日本産業規格
Z8122に定めるHEPAフィルタ付きの粉じんを吸引する機
器を統合した処理方法（以下「パルスレーザー工法」とい
う。）を用いることが可能であること。ただし、サンドブラ
スト工法を用いる場合においては、可能な限り発生する粉
じん量が少ない工法を選択することとし、労働者には有効
な呼吸用保護具として送気マスクを使用させること。パル
スレーザー工法を用いる場合においては、労働者には有効
な呼吸用保護具として送気マスク又は全面形面体を有する
防毒電動ファン付き呼吸用保護具を使用させるとともに、
作業時に有害光線にばく露するおそれがあることから、呼
吸用保護具の他、眼球や皮膚へのばく露による健康障害を
防止するため、労働者に保護眼鏡等を使用させること。ま
た、パルスレーザー工法を導入するに当たっては、メーカ一
の取扱説明書を踏まえた作業手順を定め、安全衛生教育
等の実施により、当該手順に基づく作業が行われるよう労
働者に徹底すること。

なお、呼吸用保護具については、付着した塗料等が口や手
に付かないよう、汚れを取り除く等により適切に管理する
こと。

3 剥離剤に使用される主な化学物質の危険有害性及び取扱い上
の注意事項

(1) (略)

(2) ジクロロメタン

ジクロロメタンは、いわゆる建築物用剥離剤に使用されて
いる化学物質である。以下アのとおり、強い有害性があり、特
化則により、特別有機溶剤として規制されている。

ジクロロメタンを含む剥離剤を使用して塗材等の剥離を行

3 剥離剤に使用される主な化学物質の危険有害性及び取扱い上
の注意事項

(1) (略)

(2) ジクロロメタン

ジクロロメタンは、いわゆる溶剤系剥離剤に使用されてい
る化学物質である。以下アのとおり、強い有害性があり、特化
則により、特別有機溶剤として規制されている。

ジクロロメタンを含む剥離剤を使用して塗材等の剥離を行

う作業は、特定化学物質障害予防規則第38条の8が準用する有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号ホの「物の面の加工の業務」及び同号チ「払しよくの業務」の有機溶剤業務に該当し、作業場所の通風が不十分な場合は、屋内作業場等として、排気装置等の設置義務の対象にもなるため、作業条件に
じ、以下イの措置を講じる法令上の義務がある。(略)

ア (略)

イ (略)

う作業は、特定化学物質障害予防規則第38条の8が準用する有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号ホの「物の面の加工の業務」及び同号チ「払しよくの業務」の有機溶剤業務に該当し、作業場所の通風が不十分な場合は、屋内作業場等として、排気装置等の設置義務の対象にもなるため、作業条件に
じ、以下イの措置を講じる法令上の義務がある。(略)

ア (略)

イ (略)

